

2022年9月17日

理事会・総会 承認

一般社団法人 日本睡眠環境学会
学会役員選考委員会規定

第1条 学会役員選考委員会

- 1 学会役員選考委員会（以下「委員会」と言う）は、役員改選のある年の1月に発足し、その年度終了後開催される総会をもって解散する。
- 2 委員会は、理事会の指示を受け、本規定により次期学会理事、次期学会長、次期副会長、次期執行理事、次期監事を理事会に報告し、理事会の決議を経て、総会の承認を得る。
- 3 委員会委員長は、理事会の互選により選出される。
- 4 委員会委員長は、理事と正会員から3～5名程度の委員を選出し、理事会で承認を得る。
- 5 委員会は、学会長、執行理事で次期理事数を検討し、理事会で承認を得る。
- 6 委員会は、学会長で次期執行理事数を検討し、理事会で承認を得る。

第2条 次期理事の選任

- 1 入会から3年を経て、かつ3年以上の会費の滞納がない正会員、または、理事会が推薦する正会員を選挙人とする。
- 2 委員会は、選挙人から次期理事候補に立候補する正会員を公募する。
次期理事の立候補条件
 - (1) 入会から5年を経て、かつ3年以上の会費の滞納がない正会員
 - (2) (1)に関わらず、理事会または理事の5名以上が適任と認めるもの
- 3 委員会は、立候補者と理事会が推薦する次期理事候補からなる被選挙人の名簿（投票用紙）を作成する。
- 4 委員会は、被選挙人数が次期理事数を下回る場合、被選挙人全員を当選者とし、以下の次期理事選挙を省略することができる。被選挙人数が次期理事数を上回る場合、次期理事選挙により、当選者を決める。
次期理事選挙の手順
 - (1) 委員会は、確定した被選挙人の名簿（投票用紙）を正会員へ送付する。
 - (2) 選挙人である正会員は、適任と認める被選挙人に投票することができる。
 - (3) 投票数の多い被選挙人から次期理事数までを当選とし、直ちに、学会長、理事会に報告する。
- 5 委員会は当選者に速やかに通知し、その承諾を確認しなければならない。
- 6 当選者が辞退した場合は、次点者から順次繰り上げ当選とすることができる。委員会は繰り上げ当選者に通知し、その承諾を確認しなければならない。

第3条 次期執行理事の選任

- 1 委員会は、選任された次期理事を招集し、次期執行理事を選考する次期執行理事選考会議を開催する。次期執行理事選考会議は、総次期理事の過半数を有する次期理事が出席し、出席した次期理事の過半数で議決する。
- 2 次期理事の中から自薦・他薦、または互選により次期執行理事候補を選任する。次期執行理事候補が次期執行理事数を上まわる場合、出席した次期理事の投票により決定する。なお、次期執行理事候補は投票することができない。
- 3 次期執行理事候補が次期執行理事数を下まわる場合は、信任投票または議決で次期執行理事を選任する。信任投票では、信任投票数が過半数を超えたものを次期執行理事に選任する。なお、次期執行理事候補は投票することができない。
- 4 委員会は、次期執行理事に選任された次期理事の意思を確認した上で、理事会に報告する。

第4条 次期学会長の選任

- 1 委員会は、次期執行理事から自薦・他薦、互選により、次期学会長を選任する。
- 2 委員会は、次期学会長に選任された次期理事の意思を確認した上で、理事会に報告する。

第5条 次期副会長、次期監事の選任

- 1 次期学会長は、速やかに次期副会長、次期監事を次期理事から選任する。
- 2 次期学会長は、次期副会長、次期監事に選任された次期理事の意思を確認した上で、理事会に報告する。
- 3 次期学会長は、理事の中から1～2名の次期執行理事を、正会員の中から1～2名の次期代議員を選任する事ができる。理事会で議決し、総会で承認を得る。

第6条 委員会の義務

- 1 委員会委員長は、役員選考に関わる全ての資料を保管し、役員選考終了後速やかに理事会に全ての資料を提出しなければならない。
- 2 理事会は、選挙に関し疑義が生じ、異議が申し立てられた場合、資料を公開する義務がある。
- 3 総会で承認された次期学会長、次期副会長、次期執行理事、次期監事、次期理事は学会誌およびホームページ上で公表する。

第7条 選考の有効性の確認

- 1 学会長の指名を受けた理事は、役員選考監事となり、理事選考、執行理事選考、学会長選考において不正がなかったかを確認するため、委員会委員長が提出した資料を確認し、不正がなかったことを理事会に報告する。
- 2 不正が発覚した場合は、再度役員選考をやり直すものとする。

第8条 規定の変更

本規則の変更は、理事会の議決と総会の承認を要する。

附 則

本規程は、2022 年度9月 17 日開催の承認・決定し、2023 年度の役員選出より、施行する。

改訂履歴